

地域保健医療計画推進協議会の部会の設置について

〈部会の設置理由〉

- 第7次埼玉県地域保健医療計画の推進に当たり、事業ごとの医療提供体制の整備等の取組を評価・検証するため、当面する諸課題として3部会を地域保健医療計画推進協議会の部会として設置する。なお、災害時医療については救急医療部にワーキンググループを設置する。

〈所掌事項等〉

- 各部会の主な所掌（検討）事項は以下のとおりとし、必要に応じて本会に取組状況を報告するものとする。

共通事項：第7次地域保健医療計画の進捗に関すること

部会名	主な所掌（検討）事項
救急医療部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次救急のあり方に関すること（救命救急センターの指定承認に関すること） ・その他救急医療に関する諸課題について ※災害時医療ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県災害時医療救護基本計画の策定に関すること ・災害拠点病院の指定承認に関すること ・その他災害時医療に関する諸課題について
周産期医療部会	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制のあり方に関すること（総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センター、新生児センターの認定に関すること） ・その他周産期医療に関する諸課題について
在宅医療部会	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制の構築に関すること ・在宅医療に関わる医療人材の確保・育成に関すること ・訪問看護の推進に関すること ・地域包括ケアシステム（在宅医療・介護連携等）の推進に関すること ・人生の最終段階における医療・ケアの普及啓発に関すること ・その他在宅医療に関する諸課題について

- 部会長は地域保健医療計画推進協議会長が指名する。
- 部会の構成員は部会長が定める。

〈経緯〉

- 救急医療、周産期医療、在宅医療については、これまで埼玉県医療対策協議会に部会を設置し協議を行ってきたが、30年7月の医療法改正により医療対策協議会の役割として医師確保対策の権限が強化されたため、医療対策協議会と総合医局機構の機能をより効果的に活用する形で再編を行う。